

別表第1（第4条関係） 地域環境形成のための基準

| 趣旨                   | 内容  |
|----------------------|---|
| 開発事業における地域環境形成のための配慮 | <p>開発事業が周辺の土地の区域における良好な環境の整備、保全及び活用並びに景観の保全及び形成に配慮したものであること。</p> <p>事業者は、多可町環境保全条例（平成21年9月25日条例第29号）に従って、環境への負荷の低減・公害を防止するための措置の実施、公害を未然防止するための管理体制等の整備、町の施策への協力に努めることとする。</p>  |
| 設置する建築物の配慮           | <p>開発事業が建築物（工作物を含む）の設置を伴うものである場合には、当該建築物の位置、規模及び形態が周辺の土地の区域における良好な景観の保全及び形成に配慮したものであること。</p>  |
| 景観への配慮               | <p>景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17条）及び屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の規定を遵守すること。</p>  |
| 宅地造成及び特定盛土の規制        | <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）の規定を遵守すること。</p>   |
| 森林の開発                | <p>森林法（昭和26年法律第249号）の規定を遵守すること。</p>   |
| 福祉のまちづくり             | <p>福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の規定の遵守すること。</p>   |
| 文化財の保護               | <p>(1) 埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発事業を行う場合は、事前に町教育委員会の指示に従い、文化財の有無の調査及びこれを保護するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 開発事業に伴い埋蔵文化財を発見した時には、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく速やかに町教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。</p> <p>(3) 重要文化財並びに指定文化財付近における開発事業については、開発事業者は環境保全及び周辺の景観を損なわないように配慮しなければならない。</p> <p>(4) 文化財を保護するために必要な費用は、開発事業者が負担するものとする。</p> |
| 農地の転用                | <p>農地に住宅や店舗などを建てたり、露天駐車場などを作ったりして、農地から農地以外への地目に転用する場合</p>   |

|            |  |
|------------|--|
|            | は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に従って県知事の許可または農業委員会へ届出しなければならない。                                 |
| 大規模小売店舗の立地 | 一定規模以上の小売業を営む店舗については、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の規定を遵守すること。                            |
| 工場の設置      | 一定規模以上の工場を設置する事業者は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）並びに多可町工場立地法準則条例（令和 2 年多可町条例第 39 号）の規定を遵守すること。 |

別表第 2（第 5 条関係） 公共公益施設の整備基準

| 趣旨      | 内容   |
|---------|--|
| 公共施設の設置 | 開発事業に伴い新たに設置を要する公共施設又は改良を要する既存の公共施設については、開発事業者の負担により整備しなければならない。   |
| 道路の整備   | (1) 事業区域内の道路、事業区域に接する道路、事業区域へ進入する道路及び隣接地へ連絡する道路について、事業者は適切に整備しなければならない。また、それらを新設又は改良する必要がある場合は、町長と協議のうえ適切に整備しなければならない。 |
|         | (2) 開発区域内に都市計画道路の新設計画又は改良計画が決定されている場合は、当該道路用地を確保しなければならない。   |
|         | (3) 開発事業に係る車両等の通行に伴い、道路保全に必要な措置を講じるものとする。また、道路の管理についてはあらかじめ道路管理者と協議しなければならない。  |
| 緑地の整備   | 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）の規定を遵守すること。  |
| 排水設備の整備 | (1) 雨水及び汚水の排水処理について、適切に整備しなければならない。  |
|         | (2) 事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降雨量、予定建築物の用途、計画人口等から想定される量の雨水及び汚水を支障なく排除できるよう整備しなければならない。                                   |
|         | (3) 河川又は水路に排水する場合は、当該河川管理者又は水路の水利権者と協議しなければならない。   |

|            |   |
|------------|---|
|            | (4) 雨水流出量を抑制するため、雨水調整、貯留又は浸透施設の整備に努めなければならない。                                     |
| 河川及び調整池の整備 | (1) 開発行為に伴い河川を改修する必要がある場合は、自己の負担により河川を改修しなければならない。                                |
|            | (2) 開発行為に伴い下流に被害が予想されるときは、河川全延長の改修が完了するまでの間、事業区域内における流出量の調整を図り、下流の被害を防止しなければならない。 |
|            | (3) 1ha以上の規模の開発事業等を行おうとする場合は、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）に基づき、洪水調整池の設置について協議しなければならない。  |
| 防災施設の整備    | 工事施行中に土砂の流出等による災害を防止するため、気象、土質、周辺環境を考慮して、必要な防災措置を講じなければならない。                      |
| 上水道施設の整備   | (1) 事業区域内の給水施設について、事業者は担当課と十分に協議のうえ整備しなければならない。                                   |
|            | (2) 事業区域内へ給水するための水道施設を新設又は改良する必要があるときは、開発事業者において当該水道施設を整備しなければならない。               |
|            | (3) 事業区域内での給水装置の構造及び材質は、水道事業管理者が定めた基準に適合しなければならない。                                |
|            | (4) 事業区域内の上水道施設及びその用地は、内容を管理者に確認し、町に無償譲渡するものとする。                                  |
| 消防施設の整備    | 北はりま消防組合の定める基準に基づき、事業区域内における消防施設を整備しなければならない。                                     |
| 法定外公共物の占用  | 法定外公共物（里道・水路等）を占用する場合は、町長に対して占用許可を得なければならない。                                      |
| 交通安全施設の整備  | 開発事業により設置される道路の形状及び周囲の状況から町長が必要であると認める場合は、当該道路に交通安全施設を整備しなければならない。                |